AKI

Aozora Key Information

あおぞら キー インフォメーション

2010.07月 VOL.57

あおぞら人事・労務サポート 発行

1. 育児·介護休業法の改正点 H22.6.30 施行

育児・介護休業法が改正されました。改正育児介護休業法の施行期日は6月30日ですが、一部規定については中小事業主(常時100人以下の労働者を使用する事業主)に対する2年間の適用猶予があります。今号では、猶予される規定、されない規定も合わせて、育児・介護休業法の改正点を簡単に整理します。

育児休業の改正点は、第一に子育て期間中の働き方の見直しとして、短時間勤務制度と所定外労働免除の義務化、子の看病休暇の拡充(現行の5日から複数子であれば10日に拡充)があり、次に父親も子育てができる働き方の実現のための、父母共に育児休業を取得する場合に子が1歳2ヶ月に達するまでの間に1年まで休業することを可能とする休業可能期間の延長(パパ・ママ育休プラス)、出産後8週間以内に育児休業を取得すれば、特例として育児休業を再度取得できるように要件を緩和することによる出産後8週間以内の父親の育児休業取得の促進、労使協定により育児休業取得を拒むことができる専業主婦(夫)除外規定の廃止があります。介護休業の改正点は、仕事と介護の両立支援のために、要介護状態にある家族の介護のための短期の休暇制度(年5日、対象者が複数のときは年10日)の創設があります。

上記改正点のうち、短時間勤務制度の義務化、所定外労働免除の義務化、介護休暇制度の創設の3点は、中小事業主に対して平成24年6月30日の施行とする猶予措置がとられています。また、育児・介護休業の実効性の確保のために、紛争解決の援助および調停の仕組みなどの創設、公表制度および過料の創設もおこなわれます。 紙面の都合で、ご説明を簡略化させていただいておりますが他パンフレット等で、詳細をご確認くださいますようお願い申し上げます。



2. 「メンタルヘルス対策」をめぐる動き ~企業としての対応が急務~

日本における自殺者数は、近年、3万人を超える数で推移し、そのうち約2,500人の原因・動機は「勤務問題」によるものだとされています。また、精神障害等による労災認定件数も増加傾向にあり、仕事や職業生活に強いストレスを感じている労働者は約6割に上るとの調査結果もあるようです。厚生労働省の調査では、うつ病患者を含む「気分障害」の患者は100万人を超えているそうです。そのような中、学者、医師、弁護士などで構成された厚生労働省に設置された「職場におけるメンタルヘルス対策検討会」が、5月下旬に初会合を開き、今後検討される内容をまとめました。

この検討会においては、メンタルヘルス不調者を把握する方法、不調者の把握後の作業転換・職場復帰などの対応方法を検討するとしています。具体的に、は労働安全衛生法に基づく定期健康診断において、労働者が不利益を被らないように配慮をしつつ、効果的にメンタルヘルス不調者を把握する方法について検討していくとし、はメンタルヘルス不調者の把握後、会社による労働時間の短縮、作業の転換、休業、職場復帰等の対応が適切に行われるように、外部機関の活用や医師の確保に関する制度等について検討していくとしています。

また、労働基準監督署では、平成22年度に「メンタルヘルス対策の具体的な取組みについての事業場への指導・助言」を特に強化する方針を示しています。企業としても、メンタルヘルス不調者が発生しないための取組み、仮に不調者が発生してしまった場合の対応に関してのルール作り(「休職制度」「職場復帰制度」「リハビリ

勤務制度」等の規定化)など、対応が急務となっている状況です。

編集後記

6月 13 日、箱根の芦ノ湖畔にある九頭龍(〈ずりゅう)神社に参拝に行ってきました。この神社は縁結び(恋愛だけでな〈、人の縁全て)で大変有名で、毎月 13 日「月次祭」は、大変多〈の参拝者が押し寄せるとのこと。箱根神社に新宮もありますが、湖畔にある本宮は非常にこじんまりしています。13 日は特別に出航する参拝用の船で本宮までいきます。また 6 月 13 日は、年に一度の大祭。今年はちょうど日曜日だったので、前日より船着き場の目の前の宿に宿泊して出陣しました。船は9時に出るというのに、受付開始の7 時 30 分には既に 400人〈らいの長蛇の列。なんとか、ご祈祷してもらう準備も整い、船に乗り込み、いざ神社へ。非常に狭い敷地に、花火大会のような人だかり。ざっと 2000人はいたでしょう。数名の宮司さんが1人1人の名前と祈祷を読み上げて〈ださいました。あれだけの人が来るのだから、相当のご利益があるに違いない!と思い、しっかりお参りしてきました。(秋山)

あおぞら人事・労務サポート 特定社会保険労務士

秋山幸子 (登録 NO.13050514) 三鷹市下連雀 3-33-7-701 TEL:0422-24-8625

FAX: 0 4 2 2 - 2 4 - 8 6 0 5 E-mail: info@aozora-sr.com

URL: www.aozora-sr.com

責任編集:社会保険労務士 秋山·隅谷·玉川·安部(武蔵野支部